

大雨にかかる防災気象情報に伴う学校の対応について

令和3年5月19日
 学校教育課長
 健康教育課長

1 警戒レベルと学校の対応

発表主体	気象台		発表主体 市(自治体)		学 校	
	相当する警戒レベル	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 土砂災害の情報(雨) 浸水の情報(河川)	警戒レベル	避難情報	登校前	登校後
1相当	早期注意情報		1		・通常登校	・通常授業
2相当	注意報	氾濫注意情報	2	第1次防災体制 第2次防災体制	・通常登校	・通常授業
3相当	大雨警報 風水警報	氾濫警戒情報	3	高齢者等避難	・登校 ・自宅待機 ・臨時休業	・通常授業 ・早めの下校
4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	4	避難指示	・自宅待機 ・臨時休業	・集団下校 ・引き渡し ・学校待機
5相当	大雨特別警報 (土砂災害)	氾濫発生情報	5	緊急安全確保	・一斉臨時休業	・学校待機

2 対応マニュアル

(1) 前日

- ①長崎市に「大雨特別警報」等が発表され、翌日も大きな被害が予想される場合、全ての市立小中高等学校を一斉臨時休業とする。

(2) 登校前

- ① 学校や児童生徒の居住地に、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、気象情報を注視し、状況によっては、臨時休業または自宅待機とする。(各学校のマニュアルで対応)
- ② 学校や児童生徒の居住地に、「避難勧告・避難指示(緊急)」が発令された場合は、**臨時休業**または**自宅待機**を原則とする。(各学校のマニュアルで対応)
- ③ 長崎市に「大雨特別警報」が発令された場合は、全ての市立小中高等学校を**一斉臨時休業**とする。

(3) 登校後

- ① 学校や児童生徒の居住地に、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、気象情報を注視し、**下校を早めるなどの措置**を検討する。
- ② 学校や児童生徒の居住地に、「避難勧告・避難指示(緊急)」が発令された場合は、状況に応じて**学校待機**や職員の引率による**集団下校、保護者への引き渡し**など児童生徒の安全確保を第一とする措置をとる。
- ③ 「大雨特別警報」の発令が予想される時は、**事前に集団下校等**の措置をとり、既に周囲で災害が発生している場合には、原則として学校待機とし、命を守るための最善の行動をとる。

(4) 学校給食の中止について

- ① 一斉臨時休業時の給食関係業者への給食中止の連絡は、健康教育課において行う。
- ② 学校単位の給食の中止や変更については、給食関係業者や共同調理場・親子学校間の連絡を確実に行い、健康教育課に報告する。なお、給食中止の決定がなされない限り、納品や調理は通常どおり開始しているが、フードロスの観点等から、中止を決定した場合の給食関係業者等への連絡は速やかに行うこと。

3 備考

- (1) 一斉臨時休業する場合は、市教委より各学校へ通知する。
- (2) 「避難勧告・避難指示(緊急)」「避難準備・高齢者等避難開始」発令時の学校の対応については、中学校区で協議する。
- (3) 避難情報等は、長崎市のホームページで確認する。
- (4) 臨時休業や始業時刻・下校時刻の変更など当日の予定を急に変更する場合は、電話連絡網や一斉メール配信等を活用するとともに、連絡方法について事前に保護者へ伝えておく。
- (5) 児童生徒宅に被害があったり、児童生徒が避難所へ避難したりしている場合は、安否確認を確実に行い、連絡がとれるようにしておく。
- (6) 「大雨特別警報」や「避難勧告・避難指示(緊急)」が発令された場合に備えて、日頃より**引き渡し訓練**を行っておく。
- (7) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に指定されている学校(小25校、中11校)は、学校が設定した「避難確保計画」に従って行動する。